

# 平成29年度第4回埼玉縣市町村国保広域化等推進会議 概要

1 日 時 平成30年1月25日（木）午後2時00分～午後4時00分

2 場 所 埼玉会館 ラウンジ（2階）

3 出席者 市町村：62市町村国保主管課長、国保連、埼玉県

4 あいさつ

5 議事

## （1）国保事業費納付金及び標準保険税率の本算定の結果について

<埼玉県>

- ・ 資料1-1～6に基づき、国保事業費納付金等の本算定の結果及び激変緩和の一定割合について説明。

### 【質疑・意見交換】

<市町村>

退職被保険者分が反映されることにより、一般被保険者分の納付金で変わった点はあるか。

<埼玉県>

介護分の退職被保険者の保険税軽減額を差し引いている。これは、療養給付金等交付金により賄われることから、納付金では徴収しないため。取扱いについては納付金等ガイドラインに記載されているとおり。

## （2）赤字解消計画について

<埼玉県>

- ・ 資料2-1～2に基づき、赤字解消計画について説明。
- ・ 国からの正式通知があり次第、県から市町村に対し正式に依頼したいと考えている。
- ・ なお、昨日、財政運営ワーキンググループを開催したところ、赤字解消計画を策定し、提出するには、首長の了解や市町村の運営協議会、議会への説明などが必要で、3月末までに提出するのはとてもできないという意見や3月末までは仮のものを提出し、後日で差替えてもよいかという意見があった。

県としては、3月末までに各市町村の庁内・運営協議会などでオーソライズしたものを提出していただくことを考えている。

3月末までにオーソライズしたものを提出するのが難しいという意見については、ワーキングでいただいた意見などを厚労省に説明し、取扱いについて近日中に回答をお願いしているため、改めてお伝えする。

<埼玉県>

- ・ 赤字解消計画の策定に当たって、御留意いただきたい点を補足させていただく。

国保運営方針では、保険税水準の統一については課題があるため、将来目指すべき目標とした。また、赤字解消の期間は、当初案は6年間としていたが、困難である市町村については状況に応じて期間を延ばすことができると整理したところ。

一方、制度改革の機会に、保険税水準を統一への御要望・御意見もあったが、医療費適正化等の課題があることから見送った。しかしながら、全国的に統一に向けた流れが進んでおり、早急に検討すべきと考えている。

保険税水準の統一化は、赤字があり公平な税設定とならないと困難となる。

赤字解消計画については、期間の設定については特にしっかりと御検討いただき、計画に反映していただきたい。法定外繰入を多く入れており短期間での解消が難しい市町村もあると思われる。

しかしながら、赤字解消と保険税水準の統一化は密接に関わっていることを踏まえ、しっかりと御検討していただきたい。

### (3) 国保事業費納付金及び保険給付費等交付金について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1～2に基づき、国保事業費納付金及び保険給付費等交付金について説明。

#### 【質疑・意見交換】

<市町村>

保険給付費等交付金の支払の流れについて確認したい。県で年間の交付額及び納付額を確定させることとなり、市町村は振替を行うところだが、例えば、1月や2月にパンデミックが発生し、給付額が大きくなり、市町村において3月の振替の歳出が足りなくなった場合、歳入歳出の補正は3月補正を行うこととなる。県は、財政安定化基金を取崩すこととなると思うが、お示ししていただいたスケジュールで支障はないか。危惧しているのは、市町村の給付費は保険給付費等交付金で全額支払われるため、予備費は不要との話になっていると思うが、1月や2月にパンデミックが生じた場合に対応できなくなるのではないかと。そのため、予備費を積んでおかないと1月2月にパンデミックが発生した場合の対応が取れなくなるのではないかと危惧している。

<埼玉県>

パンデミックとなり給付費が不足した場合は、財政安定化基金を取崩して対応することとなるが、現時点では、12月補正または2月補正で予測の範囲で増額補正するしかないと考えている。なお、補正額を超えた給付増となった場合については、国は明確な対応方法を示していないが、何らかの対応を講じる必要はあると思っている。

<埼玉県>

パンデミック等による給付増については財政安定化基金を取崩した対応となるが、規模等については今後整理していく。

<市町村>

市町村においては、歳入歳出の補正が必要となるが、3月補正で組んでしまってよいか。

<埼玉県>

具体的なところは確認した上で、わかり次第御連絡させていただく。

<市町村>

保険給付費等交付金の現金給付分の流れについて、高額療養費等は連合会を通じて、3月12日までに確定させるとあるが、当市の今のスケジュールでは間に合わない。概算払いの保険給付費等交付金の実績報告を3月20日～22日にやり直す際に、現金給付分もやり直すことはよいか。

<埼玉県>

スケジュールを考えると3月20日～22日で現物給付分が固まる予定。現時点では明確にお答えできないが、ここで固められるのであれば、3月12日の請求額を確定額としたいと考えている。

<市町村>

3月12日に請求した額しか交付されず、3月20日に出し直しはできないか。

<埼玉県>

現段階では明確にお答えできないが、事務処理でどれほど融通がきくかによる。事務処理のミスや遅れのリスクを考えると3月12日に確定した額でお願いしたい。

<市町村>

高額療養費の窓口申請については、3月12日に決定は難しい。本市では3月12日は受付をしている頃。そうすると、3月分の申請分を4月に支給決定を伸ばす必要が生じてしまうのではないかと思われる。

<埼玉県>

細かい点については整理してお示ししたいが、3月に支給決定したものは3月12日以降でも対象とはなる。

<埼玉県>

細かい点について整理してお示しする。お気づきの点があればお話を伺いながら詰めていきたい。

#### (4) その他

##### ① 収納委託事務について

<国保連合会>

- ・ 資料4「埼玉県国民健康保険団体連合会普通交付金収納事務規則（案）」に基づき説明。
- ・ 今後については、案について、担当者や必要に応じ出納部局等で確認をしていただき、御意見がある場合は御提出いただきたい。意見を踏まえ、必要な修正を行ったうえで、制定に必要な手続きを進めていく。

##### ② 平成30年4月の保険給付費等交付金のスケジュールについて

<埼玉県>

- ・ 資料5「平成30年4月の保険給付費等交付金のスケジュールイメージ」に基づき説明。
- ・ 先月、公金振替についての照会をさせていただいたが、その際の意見や本日国保連合会から御説明のあった収納事務規則（案）により、変更が生じている。変更点を踏まえ、公金振替の事務に支障がないか再度確認をお願いしたい。

##### ③ 事務処理標準マニュアルの作成について

<埼玉県>

- ・ 事務処理標準化ワーキンググループにて作成している事務処理マニュアル案を1月24日に送付させていただき、意見照会をお願いしている。御協力をお願いしたい。

##### ④ その他質疑応答・意見交換

<市町村>

納付金等の算定に用いられている被保険者数の推計は、8月末時点の被保険者数に基づくが、本市で確認したところ、12月末時点で約300人減少している。今後どうなるかはわからないところ、従来の保険財政共同安定化事業の拠出超過について交付などの検討を今後お願いしたい。

<埼玉県>

現在のところ措置は予定していないが、そういった意見が大きければ、厚労省にも伝えたい。

<市町村>

本市では、その影響で保険税の改定を行う必要となったので、ぜひお願いしたい。

<市町村>

条例改正の関係について確認したい。国から国保運営協議会の名称の文言の条例改正に関する通知が発出されているが、今の時期に必ず改正しなければならないか。また、県の国保運営協議会の名称の変更は行う予定か。

<埼玉県>

現在のところ、県の国保運営協議会の名称の変更は予定していない。